

# 臨時福祉給付金のご案内

消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方々への影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として、平成27年度も26年度に引き続き「臨時福祉給付金」を支給します。

## ■ 給付の対象者は？

平成27年度分市町村民税(均等割)が課税されない方が対象です。

※ただし、次の方は対象外です。

①市町村民税(均等割)が課税されている方の扶養親族等 ②生活保護制度の被保護者等

○町民税が課税されていないことが対象者の要件であるため、町民税の申告をされていない方は、申告を要することがありますので、未申告の方は役場財務課課税第1係で申告されますようお願いいたします。

## ■ 給付の金額は？

○給付対象者 一人につき6,000円 ※平成27年度は、加算はありません。

## ■ 申請の手続き・給付の時期は？

対象と見込まれる方がいる世帯へ9月中旬に申請書等を送付し、9月下旬より申請受付を開始、申請後は概ね1カ月後給付となる予定としています。正式な申請受付のスケジュール・期間等は決まり次第、広報等でお知らせします。

## ■ 支給の方法は？

給付対象と認められた場合、申請者が指定する銀行口座に世帯分の給付金を振り込むこととします。

## ■ 基準日は？

○平成27年1月1日

- ・申請先は、基準日(平成27年1月1日)において、住民登録がされている市町村となります。
- ・基準日の翌日以降に八雲町に転入された方は、基準日に住民登録があった市町村より支給となります。基準日にお住まいの市町村へお問い合わせください。
- ・基準日の翌日以降に生まれた方は、対象になりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた方も、臨時福祉給付金の対象にはなりません。

## ■ 代理での申請は？

代理申請が行えるのは、次のいずれかの方となります。

- ①支給対象者の属する世帯の世帯構成者 ②法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人等)
- ③親族その他の平素から対象者本人の身の回りの世話をしている方等で町長が特に認める方

## ★『子育て世帯臨時特例給付金』について★

平成27年度は、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」のどちらの要件にも該当する方については、二つの給付金の両方を受け取ることができます。その場合、両方の給付金について、それぞれ申請が必要となります。

※「子育て世帯臨時特例給付金」の申請についての詳細は、町ホームページまたは広報6月号に掲載されています。

上記給付金に関するお問い合わせ先 住民生活課 社会係